

## 洞爺湖町営住宅等における暴力団員の排除に関する事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、洞爺湖町暴力団排除条例(平成24年洞爺湖町条例第18号。以下「条例」という。)及び洞爺湖町営住宅条例(平成18年洞爺湖町条例第149号。以下「町営住宅条例」という。)並びに洞爺湖町単身者住宅条例(平成18年洞爺湖町条例第150号。以下「単身住宅条例」という。)及び暴力団員に対する町営住宅等の使用等の制限に関する協定書(以下「協定書」という。)に基づき、洞爺湖町が伊達警察署(以下「管轄警察署」という。)と協議の上、町営住宅及び町単身者住宅(以下「町営住宅等」という。)からの暴力団排除に係る事務の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (照会基準)

第2条 協定書第2条の照会は、次の要領で行う。ただし、18歳未満の児童については照会しないことができる。

#### 入居資格審査における照会

- ア 照会の対象者 入居申込み者(同居予定者を含む。)とする。
- イ 照会の時期 入居申込み受付時は、原則として月1回とする。入居資格審査時は、入居案内と合わせて随時行う。また、災害等による緊急入居の場合も、随時行うものとする。

#### 同居承認審査及び入居承継承認審査における照会

- ア 照会の対象者 同居承認審査及び入居承継承認審査においては、新たに同居または承継させようとする者について、収入要件など他の基準を満たす場合を対象とする。
- イ 照会の時期 随時

#### 既存入居者における照会

- ア 照会の対象者 既存入居者のうち、通報に基づく調査などにより、暴力団員であることが疑われる者とする。
- イ 照会の時期 随時

#### 明渡し対象者における照会等

- ア 照会の対象者 洞爺湖町は、入居者のうち暴力団員と判明した後、明渡し指導に応じない者については、明渡し請求訴訟に備えて伊達警察署と協議し、疎明資料の収集に努めるものとする。
- イ 照会の時期 入居許可取消前

#### その他「町営住宅等の管理のため特に必要があると認めるとき」の照会

- ア 入居者等が町営住宅等の敷地内において、暴力団の組織、名称、活動等に関する看板、その他これに類する物件を掲示し、又は暴力団員と疑われる不特定又は多数の者を当該敷地内に頻繁に出入りさせたとき。

イ 入居者等が町営住宅等の敷地内において、他の入居者等又は職員若しくは町営住宅等の管理に関わる者（以下「町営住宅等の関係者」という。）に対し、著しく粗野若しくは乱暴な言動で迷惑をかけたとき。

ウ 入居者等が町営住宅等の敷地内に入りさせた暴力団員と疑われる者が、当該敷地内において、他の入居者等又は町営住宅等の関係者に対し、著しく粗野若しくは乱暴な言動で迷惑をかけたとき。

エ 入居者等が、暴力的不法行為等を行った疑いにより逮捕されたとき。

オ 入居者等が町営住宅等の敷地内に入りさせた暴力団員と疑われる者が、当該敷地内において、暴力的不法行為等を行った疑いにより逮捕されたとき。

カ その他、入居者等が他の入居者等や町営住宅等の関係者に危害を加えたとき又は加えるおそれが明白であるとき。

キ 照会の時期 随時

#### （勧告）

第3条 町営住宅条例第68条及び単身住宅条例第36条に規定する勧告は、3月以上の期間を付して配達証明付き内容証明郵便により、次に定める区分に応じて行うものとする。

入居者が暴力団員の場合 勧告（別記様式第1号）その1により、現に入居している町営住宅等からの退去又は当該住宅の明渡しについて勧告する。

同居者の一部又は全部が暴力団員の場合 勧告（別記様式第1号その2）により、入居者に対し、暴力団員である同居者のすべてについて、現に入居している町営住宅等からの退去又は当該住宅の明渡しについて勧告する。

入居者及びその同居者の一部又は全部が暴力団員の場合 勧告（別記様式第1号その3）により、前2号に掲げる事項を併せて勧告する。

2 町長は、入居者等が協定書第2条の規定により暴力団員であることが判明したときは、第2条各号のいずれかに該当することをもって、町営住宅等の管理のため特に必要があるものとし、入居者に対し町営住宅等の明渡し、その他必要な措置をとるべき旨を勧告できるものとする。

3 前項による勧告は、町営住宅条例第42条第1項第1号から第5号及び第7号、単身住宅条例第27条第1項第1号から第5号の規定により町営住宅等の明渡しを請求する場合を除いて行うものとする。

#### （明渡し請求）

第4条 町長は、前条に規定する勧告に従わない入居者等に対し、町営住宅の明渡しについて（請求）（別記様式第2号）により期限を指定して、明渡し請求を行うものとする。

2 前項の請求書の指定すべき期限は、当該請求書を発した日から起算して、概ね1月を経過した日とするとともに、その発送は配達証明付き内容証明郵便によって行うものとする。

( 訴訟の提起等 )

第 5 条 町長は、前条の明渡し請求で指定した期限までに当該住宅を明渡さない者には、訴訟の提起をし、判決後に速やかに退去しない場合には、強制執行の申立てを行うものとする。

( 警察官の支援の要請 )

第 6 条 協定書第 6 条の警察官の支援の要請は、次の要領で行う。

入居者資格審査、同居承認審査及び入居承継承認審査 町は、管轄警察署による情報提供に基づき、暴力団員であることを理由に不許可の対象者として決定し、入居申込者等に通知したときは、管轄警察署に対し、必要に応じ支援を求めることができる。

明渡し請求 洞爺湖町は、管轄警察署による情報提供に基づき、暴力団員であることを理由に明渡し指導又は明渡し請求の対象者として決定したときは、管轄警察署に対し、必要に応じ支援を求めることができる。

その他 町は、その他町営住宅等からの暴力団排除に関し、管轄警察署に対して必要に応じ支援を求めることができる。

( 記録 )

第 7 条 町長は、暴力団員の入居又は退去等の制限を行ったときは、その経過及び結果を町営住宅等からの暴力団排除に関する記録票 ( 別記様式第 3 号 ) により記録するものとする。

( その他 )

第 8 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 2 4 年 1 2 月 1 日から施行する。

別記様式第1号(第3条関係)

その1

文 書 番 号  
年 月 日

住 所  
団地 号棟 号室

様

洞爺湖町長

勸 告

あなたは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であることが判明したことなどから、洞爺湖町営住宅条例第68条(洞爺湖町単身者住宅条例第36条)の規定により、次のとおり勸告します。

なお、この勸告に従わないときは、同条例に基づき住宅の明渡し請求を行うことがあります。

記

・ 勸告の内容

年 月 日までに現に入居している住宅からあなたが退去すること、又は住宅を明け渡すこと。

ただし、暴力団員でなくなったときは、その旨申し出ること。

別記様式第1号(第3条関係)

その2

文 書 番 号  
年 月 日

住 所  
団地 号棟 号室

様

洞爺湖町長

勸 告

あなたが同居させている者(以下「同居者」という。)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であることが判明したことなどから、洞爺湖町営住宅条例第68条(洞爺湖町単身者住宅条例第36条)の規定により、次のとおり勸告します

なお、この勸告に従わないときは、同条例に基づき住宅の明渡請求を行うことがあります。

記

1 暴力団員である同居者の氏名

2 勸告の内容

年 月 日までに現に入居している住宅から暴力団員である同居者をすべて退去させること又は住宅を明け渡すこと。

ただし、暴力団員でなくなったときは、その旨申し出ること。

文 書 番 号  
年 月 日

住 所  
団地 号棟 号室

様

洞爺湖町長

勸 告

あなたと、あなたが同居させている者(以下「同居者」という。)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であることが判明したことなどから、洞爺湖町営住宅条例第68条(洞爺湖町単身者住宅条例第36条)の規定により、次のとおり勸告します。

なお、この勸告に従わないときは、同条例に基づき住宅の明渡請求を行うことがあります。

記

1 暴力団員である同居者の氏名

2 勸告の内容

年 月 日までに現に入居している住宅から、あなたが退去し、かつ、暴力団員である同居者をすべて退去させること又は住宅を明け渡すこと。

ただし、暴力団員でなくなったときは、その旨申し出ること。

文 書 番 号  
年 月 日

様

洞爺湖町長

町営住宅の明渡しについて(請求)

年 月 日付け 号による文書で 年 月 日までに退去  
又は住宅を明け渡すよう勧告しましたが、いまだに履行されていません。

よって、洞爺湖町営住宅条例第42条(洞爺湖町単身者住宅条例27条)の規定に基づき、同  
指定期限の日限りをもって、下記住宅の使用許可を取り消します(賃貸借契約を解除する)ので  
直ちに明け渡すよう請求します。

本請求に応じられなかった場合は、訴訟を提起することとなりますので、念のため申し添えます。

記

1 町営住宅の表示

町営住宅 団地 号棟 号

2 指定期限

年 月 日

3 根拠法令

洞爺湖町営住宅条例第42条第6号(洞爺湖町単身者住宅条例第27条第6号)

付記

受取人

住 所

町営住宅 団地 号棟 号

受取人氏名

差出人

洞爺湖町栄町58番地

洞爺湖町 〇〇課

電話

(内線 )

別記様式第3号（第7条関係）

町営住宅等からの暴力団排除に関する記録票

年 月 日

記録者(所属・職・氏名)

施設名		
担当課		
申請受付日		年 月 日
制限を行った日		年 月 日
申請者	氏名	
	住所	
	電話番号	
	生年月日	年 月 日生
	備考	
警察署の意見等	警察署	
	担当者職・氏名	
	意見聴取の内容等	
	協力要請の有無	有・無
	備考	
概要等		